

# 海上自衛隊非常勤職員（障害者雇用）募集案内

海上自衛隊補給本部では、障害者雇用の一環として、以下のとおり非常勤職員（障害者）を募集します。

## 1 採用人員、職務内容等

採用人員	勤務先	職務内容	任用期間
1名	海上自衛隊補給本部（十条）	一般事務の補佐 ・文書の受領、発送、管理 ・コピー、シュレッダー、資料のファイリング等の庶務的な業務 ・データ入力等簡易な資料作成 ※業務内容はご相談のうえ決定します。	令和4年6月1日 ～ 令和5年3月31日 （更新の可能性あり）

## 2 応募期間

令和4年2月25日（金）～令和4年3月25日（金）（必着）

※応募書類については、必ず簡易書留による郵送で提出して下さい。

## 3 応募資格

### (1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

### (2) 基礎的なエクセル、ワード等のパソコンの技能を有していること。

ただし、次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 4 応募手続

提出書類	提出数	提出先
海上自衛隊非常勤職員採用申込書（写真貼付） ※海上自衛隊補給本部ホームページよりダウンロードをお願いします。	1通	〒114-8565 東京都北区十条台一丁目5-70号 海上自衛隊補給本部管理部総務課人事班

※1 写真規格：申込前6か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向き、上半身のもの。

※2 通勤・業務遂行上、合理的配慮が必要な方はお申し出下さい。

※3 就労支援機関をご利用の方は支援機関のパンフレット及び担当者が分かる書類を同封して下さい。

※4 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。また、本件採用活動終了後は適切に破棄致します。

## 5 試験項目、試験日及び試験地

- (1) 第1次選考 書類選考：令和4年4月上旬を目途に、書類選考合格者に試験案内等を送付いたします。  
(2) 第2次選考

試験項目	試験日（予定）	試験地
面接試験	令和4年4月18日（月）予定 （詳細は第1次選考合格者に別途連絡）	海上自衛隊補給本部 東京都北区十条台一丁目5-70号 （JR十条駅から徒歩10分）

※就労支援機関のご担当者のご同行が可能です。同行を希望される方は、応募の際にその旨記載して下さい。

## 6 最終合格者の発表

令和4年5月中旬、合格者のみに通知します。

## 7 採用後の処遇等

- (1) 身分  
海上自衛隊非常勤職員（事務補佐員）として採用。
- (2) 給与  
ア 時給 1,110円（職務経験等により異なります）  
イ 通勤手当（月額55,000円以内）、期末・勤勉手当が規則に応じて支給されます。
- (3) その他  
ア 健康保険、厚生年金及び雇用保険は原則として加入していただきます。  
イ 任用期間は更新の可能性がります。

## 8 勤務時間及び休暇

- (1) 勤務時間等  
勤務時間は、8時30分から17時15分の間で、一週間当たり30時間程度から応相談。  
休憩時間は、12時00分から13時00分まで。  
土曜、日曜及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。
- (2) 休暇  
一定の期間勤務した場合に年次休暇が付与されます。  
その他の休暇についても、規則に応じて付与されます。

## 9 その他

- (1) 一週間あたりの勤務時間により、手当・加入保険等の処遇が異なる場合があります。  
(2) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。  
(3) その他、不明な点は次の連絡先までお問い合わせ下さい。

連絡先 海上自衛隊補給本部管理部総務課人事班 下田（しもだ）、政次（まさつぐ）  
電話：03-3908-5121（代表） 内線5620、5621